

【ご注文条件】

1. 基本的な技術上の改変により、ご注文頂いた商品の一部で、後継機種への変更がある場合がございます。
この場合、ご注文時点におけるお取引条件ならびに技術仕様に相違無いとの条件のもとに、ご注文後においても当該の変更についてご同意頂きますようお願いいたします。

2. 輸出管理上のご注意
 - (1)本品ないしその一部がドイツ(製造国)の輸出規制製品に該当する場合、ドイツからの輸出許可が必要となり、使用される国内でのエンドユーザーが署名した証明書が必要になる場合があります。また、日本国の外国為替及び外国貿易法に基づき、本品の輸出には該非判定書が必要です。判定の結果次第では輸出許可の取得を要する場合があります。
 - (2)本品の輸出や国外持出しをご計画の際は、事前に弊社営業担当まで必ずご確認ください。

3. その他、上記お取引条件に定めのない事項については、弊社「商品売買と役務履行に関するお取引約款」を適用するものとし、その内容をお客様においてご同意いただくことが条件となります。

4. 納入期日に関しては、受注生産の為您ご注文頂いた後に確定致します。上記は本日時点でのおよその納期となります。

以上

商品売買と役務履行に関するお取引約款

購入者(以下、「甲」といいます。)&横河レンタ・リース株式会社(以下、「乙」といいます。)&の別紙「御見積書」(以下、「見積書」といいます。)&記載のローデ・シュワルツ・ジャパン株式会社(以下、「丙」といいます。)&の商品の
売買および対価を得て行う役務(設置、組立、校正、修理等。以下、これらを併せて「役務」といいます。)&の提供(以下、商品と役務の提供を併せて「商品等」といいます。)&は、別途契約書面が取り交わされない限り、以下の
条件で行われるものとします。

- (契約の成立等)
 - 商品等に関する契約(以下、商品等に関する契約を「個別契約」といいます。)&は、乙から甲に対して提示した見積書の内容に基づき、甲からの発注に対し、乙の承諾をもって、個別契約が成立します。
 - 商品等に関するいかなる文書も当該商品等の性能を説明するに過ぎず、商品等の保証を意味するものではありません。乙および丙は、個別契約が成立後も、技術的進歩により必要となり、また、正当化される、
どのような変更も行うことができる権利を留保します。
 - 乙および丙は、商品等に関する全ての文書(原価見積書、図面、技術情報、データ、マニュアル等を含みますが、これらに限定されません。以下、これらを併せて「文書類」といいます。)&の全ての権利を留保しま
す。甲は、乙または丙が事前に文書で明示的に同意しない限り、文書類を複製したり、第三者に開示し、若しくは、第三者の利用に供したり、または、その他乙または丙の利益に反する方法で使用することはでき
ません。甲が乙に商品等を発注しない場合には、甲は、乙の要求に応じて、全ての文書類を直ちに返還するものとします。本項(1.3)の規定は甲の文書にも適用されますが、乙または丙は、適法に業務を委託した
第三者に対し、甲の文書を利用することができます。
- (価格)
 - 役務の履行を伴わない商品の納入価格は、見積書に特に記載がない場合は、見積書記載の国内納品先までの運送費込みとします。
 - 価格(乙または丙が選定した業者による運送料、保険料、商品等包装費用等を含みますが、これらに限定されません。)&は日本円で示されるものとし、所定の消費税等の各種租税、関税、または、その他の法律
等により課される可能性のある賦課金等が加算されます。甲は、乙に支払義務がある上記の租税・関税・賦課金等について、支払を引受け、または、償還するものとします。アンテナとシステムの梱包および甲が
要求した特殊な梱包の費用は、甲が、別途負担するものとします。
 - 価格は、個別契約成立時のコスト状況を反映しており、実際の引渡や役務の提供の日までにコストに変動があった場合、その引渡や役務の提供が個別契約から成立時から4か月以上後に行われるときには、乙
は価格を調整することができます。
- (所有権留保)
 - 商品の所有権は、当該商品の売買に関して生じた乙の甲に対する全ての請求が履行されるまで、乙が留保します。
 - 前項の場合、甲は、乙が前項の権利を放棄しない限り、商品について、担保権を設定し、または、第三者に譲渡することはできません。甲は、商品を通常の取引過程においてのみ再販売することができますが、こ
れは、甲が、再販買主から支払を受ける場合、または、再販買主が支払義務を完全に履行するまで当該商品の所有権を甲が留保する場合に限られます。商品が、他の製品と混同を生じる等して、乙または丙が
留保中の商品の所有権を失う場合、乙は、混同時における所有権留保中の商品の混同した製品に占める割合に応じて、当該製品の所有権を取得するものとします。
 - 甲が納入した商品に対し、仮差押え、差押え、その他の処分・決定の申立てがあった場合、甲は、直ちに乙に通知するものとします。
 - 甲が本契約に定められた義務に違反した場合(特に支払遅延の場合)、乙は、本契約を解除し、納品した商品を回収する権利を有し、甲は納入された商品を返却する義務を負います。ただし、乙が納入した商品
について回収や差押えを行ったとしても、乙が明示的に意思表示しない限り、個別契約は解除されないものとします。
 - 商品がソフトウェアを含む場合でも、甲は、本約款8条(ソフトウェア)に規定される権利以外、ソフトウェアに関するいかなる権利も取得しません。
- (支払条件等)
 - 甲は、商品等の代金等の全てを、請求書の発行日から30日以内か、または、別途甲乙間で取り決めた支払期日までに、いかなる控除や乙の費用負担なしに、支払うものとします。
 - 日本円で500万円以上の注文の場合、乙の承諾により個別契約が成立した時点で、甲には、無利子の頭金として注文額の30%相当額およびこれに対する消費税相当額を支払う義務が発生します。
 - 甲は、乙が争わない請求権を以てのみ、乙の支払請求権と相殺することができます。
 - 甲が支払を遅延した場合、乙は、乙が被る損害が軽微または皆無であることを甲が証明しない限り、他の権利を放棄することなく、年14.6%(1年に満たない期間は1年365日とした日割計算)を上乗せした年利
による遅延損害金を請求することができます。
 - 甲は、甲が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に成立した個別契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全てを履行するものとします。
 - 個別契約またはその他の乙との合意における義務の履行を怠ったとき
 - 仮差押、仮処分、強制執行、競売、公売処分、租税滞納処分その他これに準じる処分を受けたとき
 - 支払不能、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その倒産処理手続の申立てがあったとき、または、これらの原因となる事実が生じたとき
 - 債権者のために財産を一括譲渡したとき、営業を廃止、休止若しくは変更し、解散若しくは清算に入ったとき、または、その他甲の信用状態が著しく悪化し、若しくは、そのおそれがあると認められる相当の事由
があるとき
- (引渡・履行)
 - 乙は、見積書記載の「納入期日」を期限として、見積書記載の商品の引渡(以下「引渡」といいます。)&または役務の履行(以下「履行」といいます。)&を行います。ただし、納入期日を期限とする引渡は、甲が準備す
べき全ての書類、必要な許可および免除が乙に適時に届き、全ての計画が適時に明示・承認され、また、支払条件その他合意された義務が履行されることを条件とします。これらの条件が適時に充たされない場
合、納入期日は、合理的範囲で、延長されるものとします。
見積書所定の納入期日までに、乙が、以下の行為を行った場合には、引渡または履行は、各時点で完了したものとします。
 - 役務提供を伴わない納品については、合意された納入期限内に使用可能な状態の商品が発送、または、受領された場合。甲の責に帰すべき事由により納入が遅延した場合、合意された納入期限内に発送の
準備が整っていることを通知したとき
 - 役務提供を伴う納品については、納品と役務提供を、合意した期間内に実施したとき
 - 動員、戦争、暴動、ストライキ、または、ロックアウトおよびこれと同様の事象、または、その他予見不可能な事象といった不可抗力により納入期限を遵守できないことが証明できる場合、納入期限は合理的な範囲
で延長されるものとします。不可抗力である事象には、必要とされる公的認可の拒絶、交通管制、エネルギー消費期限のような、国家の諸機関により命じられたいかなる行為、または、原材料・日用品の調達が一
般的に困難な事象、および、乙または丙の統御を越えるその他事象も含まれるものとします。
 - 乙または丙が商品の引渡または役務の提供を遅延した場合、甲は、その遅延により損害を被ったことを法的に証明できれば、遅延から3週目以降、引渡または履行が遅延している商品等の価額(以下「引渡遅
延額」といいます。)&に対し、遅延1週間につき0.5%を遅延損害金として請求することができます。ただし、遅延損害金は、引渡遅延額の5%を上限とします。
 - 甲は、乙が与えられた延長期間を過ぎた場合でも、総額において前項で定められた上限5%を超える、遅延または履行の遅延に関する損害金を請求できないものとします。引渡または履行の遅延が乙または丙の
責に帰すべき事由による場合であっても、甲は、契約を解除する権利のみを有するものとします。
 - 乙から要求があれば、甲は、合理的期間内に、遅延の原因として契約を解除するか、損害賠償を請求するか、または、あくまで引渡または履行を求めかを明らかにしなければなりません。
 - 甲の要求によって発送や引渡が遅延された場合、乙は、引渡準備完了の通知から1か月を経過した日以降、各月毎に、請求額の総計の0.5%を上限とした保管費用を請求することができます。保管費用の総額
は請求額の5%を上限とします。甲と乙は、保管費用がより高いか安いかにして実証する選択権を有します。
- (危険負担)
 - 商品等の滅失・毀損等の危険は、以下の時点で、甲に移転します。
 - 役務提供を伴わない納品の場合、商品の(部分的)引渡時
 - 役務提供を伴う(部分的)納品の場合、甲による運転開始や試運転が、商品が設置・組立等され運転の準備が整った状態になり次第行われれば、甲が納入商品の運転を開始させた日、試運転について合意
がある場合には、満足すべき試運転の日。そうでなければ、納入商品が設置・組立され使用の準備が整い次第、危険は甲に移転するものとする。
 - 甲の要求または甲の責任範囲内の理由(受領の懈怠)により、発送・納品、約定された役務提供の開始や履行が遅延した場合には、発送・納品・役務の提供開始または履行までの任意の時期。
- (対価を得て行う役務)
 - 甲は、設置場所において、日本法により要求される保護措置、および、その他の事故防止のために必要なあらゆる措置を講じるものとする。
 - 乙または丙のプラントで履行される役務については、以下の通り行うものとする。
 - 甲が提供する機材は、付属品、および、他社製品の場合には使用指示書・マニュアル・部品リストも含めた完全な形で提供され、乙または丙のプラントへ無料で届けられるものとする。甲は、これらの搬入・搬出
に必要な費用と危険を負担するものとする。
 - 甲は、役務履行中に明らかになった瑕疵を是正する権利を乙または丙に許諾する。乙または丙は事故防止のため、短期間で瑕疵が起ると予想する部品を、その容量により交換する権利を有するものとする。
る。
 - 費用見積書は拘束力を有せず、別途の合意により決められるものとする。
 - 乙または丙は、役務の適正な履行にのみ責任を負うものとする。乙または丙は、約定された役務の履行とは無関係の作業、または、甲の要求により実施する作業については、雇用した人員やその他代理業者
が行う作業に責任を負わないものとする。
- (ソフトウェア)
 - 商品にソフトウェアが含まれる場合、乙または丙は、当該ソフトウェアとその付属書類(以下、両者を併せて、「当該ソフトウェア等」といいます。)&当該ソフトウェア等には、個別契約後に施される全ての修正または
補足も含みます。)&に関する全ての権利(所有権、および、知的財産権を含みますが、これらに限定されません。)&を留保し、甲に対しては、商品等のオペレーションのみを目的とした非独占的使用を許諾します。こ
の使用権は、合意された期限内に限られ、このような合意がない場合には、使用権は無期限とします。甲は、当該ソフトウェア等について、複製、修正、補完、コンパイルまたはリコンパイルする権利を有しま
せん。ただし、甲は、記録保存を目的とする場合、または、乙または丙が文書で事前に承認した場合には、原本と同一の著作権表示を付した方法に限り、複製することができます。
る。
 - 前項の規定は、当該ソフトウェア等の修正または追加にも適用されるものとします。甲は、納入された商品が第三者に譲渡する場合には、前項で甲が負う義務と同様の義務を第三者に対しても課さなければなり
ません。
 - 当該ソフトウェアは、オブジェクトコードでのみ提供され、ソースコードは含まれません。
 - 乙または丙は、当該ソフトウェア等に関する8.1-8.3で甲に許諾した以外の全ての権利を留保します。
 - 関連ハードウェアの納品の一部として、または、これに関連して、乙または丙が使用するために準備されたソフトウェアについては、商品の一部としての標準ソフトウェアの提供について規定する乙または丙のソフ
トウェア条項の規定が、補足として、かつ、優先的に適用されるものとします。
- (受領)
 - 甲は、引渡を受けた商品(以下「納入品」といいます。)&または役務の履行に軽微な瑕疵がある場合でも、約定の商品の引渡や役務の提供を受領するものとします。
部分的な引渡も、甲にとって合理的である限り、許容されるものとします。

商品売買と役務履行に関するお取引約款

- 9.3. 甲は、納入品受領または役務の履行の際、遅滞なく、当該納入品または役務の履行の瑕疵を書面により乙または丙に通知しなければなりません。甲がこの通知を行わない場合、商品引渡と役務提供は異議なく受領されたものとみなされます。
- 9.4. 乙が納入品の受領を求め、または、役務の提供を申し入れた場合、甲は、1週間以内に応じなければなりません。甲がこれに応じない場合、受領が行われたものとみなされます。甲が納入品を使用した場合にも、合意された試験段階が完了した場合と同様、受領が行われたものとみなします。
10. (重大な瑕疵に関する担保責任)
乙または丙は、重大な瑕疵について、以下の通り、責任を負います。
- 10.1. 商品または役務について、使用開始時期とは関わりなく、引渡または受領の日のいずれか早い方から12か月間の期間(以下、「期間」といいます。)内に、受領時には直ちに発見することのできなかった重大な瑕疵が発見された場合、その原因が危険移転時に存在していたものであれば、乙または丙は、無償で、乙または丙の選択により、再加工または交換等(以下「修補」といいます。)を行います。
- 10.2. 乙および丙は、引渡若しくは本約款 6.1 の危険移転時、または、本約款 9 の受領の日から12か月以降に行われたいかなる請求についても責任を負いません。
- 10.3. 甲は、いかなる重大な瑕疵についても、発見後直ちに瑕疵の存在と内容を具体的かつ詳細に記した書面により乙または丙に通知しなければなりません。乙および丙は、何の要求もなしに返却された物品については、何らの責任も負わないものとします。
- 10.4. 甲は、瑕疵の存在を主張しても、個別契約上の義務(特に支払義務)を、遵守しなければなりません。瑕疵に関する申立が正当だと理由づけられるか、または、乙または丙が瑕疵の存在を争わない場合にも、甲は、支払を留保することができます。瑕疵に関する通知が正当化されない場合には、乙または丙は、甲に対し、乙または丙が負担した費用の償還を請求することができます。
- 10.5. 乙または丙は、合理的期間内に、瑕疵の修補を行うものとします。
- 10.6. 乙または丙が2度修補に失敗した場合には、甲は乙に対し、本約款 12 の損害賠償に関わらず、個別契約の解除、または、価格の減額を求めることができます。
- 10.7. 瑕疵に関する請求は、合意条件からの軽微な逸脱や重要でない有用性の毀損・損傷の場合、また、不適切または不注意な取扱、過剰な負荷、不適切な運転施設、不完全な建設作業、不適切な建設現場、その他契約に規定されていない外部の影響(例: 化学的・電気化学的・電氣的・環境的な影響)の結果として危険移転後に発生した損害の場合、および、再現不能なソフトウェアの瑕疵(10.9)の場合には、一切行うことができます。甲または第三者が行った修正や修理、および、その結果についての瑕疵に関する請求も、一切許されないものとします。
- 10.8. 商品が事後的に甲の施設外に持ち出される等の事情により、修補費用(配送料、出張費、人件費、資材費等を含み、これらに限定されません。)が増加した場合には、持ち出し先等が商品の使用に適切である場合を除き、増加分の費用は、甲の負担とします。
- 10.9. 商品にソフトウェアが含まれる場合には、甲が、そのソフトウェアにつき仕様から再現可能な逸脱があることを証明できる場合に限り、瑕疵があるとみなされます。乙および丙が甲に提供した最新版に瑕疵が現れず、甲の使用を合理的に要求し得るような場合には、瑕疵は存在するものとみなされません。
- 10.10. 電子的な試験・計測機器およびシステムの較正において、正確性は標準から導くものとします。実施される測定範囲は、関連機器用マニュアルに明記された技術的データに基づき決定されます。要求があれば、測定数値は、試験報告書に記載され、測定時点で正確であったことが確認されます。甲は、適正な較正作業実施を確認するため、乙または丙の施設で行われる測定に立ち会うことができますが、商品等の瑕疵につき、立会の要求以外の請求は行えないものとします。
- 10.11. 甲は、以下の場合を除き、乙または丙に対し、重大な瑕疵に基づく損害賠償を請求することはできません。
(1) 乙または丙が詐欺的な方法で瑕疵を隠蔽した場合
(2) 瑕疵により人命・人体・健康への被害が生じた場合
(3) 乙または丙の故意または重大過失により瑕疵が生じた場合
- 10.12. 乙または丙が商品等の瑕疵について甲に対して負う責任は、本約款に定めのあるものに限られ、乙および丙はこれ以外に一切責任を負いません。
11. (履行不能)
11.1. 乙または丙の責に帰すべき事由により、商品の引渡または役務の提供が不可能となった場合、甲は、乙または丙に対し、損害賠償を請求することができます。ただし、その賠償額は、商品引渡または役務提供が不可能となったことにより意図された目的に使用できなかった商品等の価値の10%を上限とします。
- 11.2. 乙または丙の責に帰することができない、予見不能な事態により、商品等の経済的価値や内容が実質的に変わった場合、または、乙または丙の事業に相当な影響があった場合、乙は、合理的範囲で、個別契約の内容を変更することができます。前項の場合、経済的理由により、個別契約内容の変更が合理的でないとき、乙は、個別契約を解除することができます。納入期日の延期につき、甲との間で合意されていても、同様です。
12. (損害賠償責任の限定)
12.1. 乙または丙の損害賠償責任は、以下の内容に限定されるものとします。
(1) 個別契約において典型的かつ予測可能な通常損害(特別損害は含みません。)*かつ、この通常損害の原因となった商品等の注文価額の10%を上限とした範囲の責任
(2) 人命・人体への被害がある場合、または、日本法により制限が許されない責任(例: 製造物責任法)
- 12.2. 12.1に該当する場合を除き、乙、丙、および乙または丙の代理人は、特別、または、結果的若しくは間接的な損害(例: 納入品自体が被ったものではない損害)については、一切責任を負いません。さらに、乙または丙は、利益の損失、生産性の損失、ソフトウェアエラーによるデータ消失、利子の損失、購入の獲得、第三者へ支払われる罰金または約定損害金、予想された預金等について、その法的根拠、および、これらが直接、特別、結果的または間接的損害のいずれに該当するかに関わりなく、一切責任を負わないものとします。
- 12.3. 本約款 12.1 と 12.2 により、乙の負う責任(本約款 5.4、10、11.1、13 の責任を含みますがこれらに限定されません。)*の上限は、損害の原因となった商品等の注文価額の15%までとします。
- 12.4. 本条項(12)が、乙および丙の損害賠償責任の唯一かつ排他的な規定で、これ以外の甲の損害賠償請求は、その法的根拠を問わず、一切行うことはできません。
13. (知的財産権)
13.1. 別段の合意がない限り、乙は、日本国内においてのみ、第三者の知的財産権等の侵害のような権利の瑕疵がない状態で商品の引渡を行う義務を負うものとします。甲が、日本国内において、乙が引き渡した商品を使用した結果、第三者から知的財産権侵害を主張された場合、乙または丙は、10.2の期間(12か月)内、甲に対し、以下の責任を負います。
13.1.1. 乙または丙の選択と費用において、当該納入品の使用权を取得するか、または、第三者の知的財産権を侵害しないよう納入品につき修正若しくは交換を行います。前項の対応が合理的条件では不可能な場合、甲は、乙に対し、個別契約の解除、または、価格引下げを求めすることができます。この場合、甲は、無用となった費用につき乙または丙に補償を求めることはできません。
13.1.2. 本条における乙または丙の補償義務は、本約款 12 の規定により定められるものとします。
13.1.3. 乙または丙が本条規定の責任を負うのは、甲が第三者からの請求を乙または丙に直ちに文書で通知し、甲がいかなる権利侵害の存在も認めず、乙または丙が防御措置や和解交渉を行う余地が完全に残っている場合に限りです。甲は、納入品の使用を停止する場合、その使用停止が侵害を承認するものではない旨を第三者に対して明確に通知しなければなりません。
13.2. 知的財産権侵害が、甲の責に帰すべき事由による場合には、乙および丙は、本条の責任を負いません。
13.3. 知的財産権侵害が、甲による指示、想定外の使用、納入品の修正、若しくは、乙または丙からの納入品以外の製品と組み合わせの使用が原因である場合にも、乙および丙は、本条の責任を負いません。
13.4. 知的財産権侵害の場合も、13.1.1 所定の甲の請求につき、10.4(支払義務の遵守)、10.5(合理的期間内の修補)および 10.4(支払義務の遵守)が適用されるものとします。
13.5. 知的財産権以外の権利の瑕疵については、10.(重大な瑕疵に関する担保責任)の規定が準用されます。
13.6. 甲は、権利の瑕疵について、本条に定める以上の請求については、乙、丙および乙または丙の代理人に対し、一切行うことができません。
14. (合意管轄裁判所)
14.1. 甲と乙または甲と丙の契約関係にはもっぱら日本法が適用されるものとします。国際物品売買に関する国連条約(CISG)は適用されないものとします。
14.2. 甲と乙または甲と丙の契約関係から直接または間接に生じる紛争については、乙または丙の本店所在地(東京)を管轄する裁判所が専属管轄権を有するものとします。また、乙または丙は、甲の住所地(所在地)において法的措置を講じる権利も有するものとします。
15. (約款の効力)
15.1. 別途契約が締結されない限り、本約款の規定が、個別契約に関する甲と乙の合意事項の全てであり、本約款の条件と矛盾する甲側の条件は、乙または丙が特に明示の異議申立を行わなくても、乙または丙に対する拘束力はないものとします。
15.2. 本約款の個々の規定が無効となつた場合にも、それ以外の規定は引き続き効力を有します。ただし、本約款の遵守がいずれかの当事者にとって不合理な困難を生じる場合にはこの限りではありません。
15.3. 付随的合意を含め、本約款と異なる内容の合意は、文書で行われない限り、効力を生じません。この形式要件は、文書によってのみ、放棄することができるものとします。

(以上)